

国立研究開発法人国立環境研究所寄附金等取扱規程

平成13年 4月 1日

平13規程第32号

平成13年 7月 5日 一部改正

平成18年 3月31日 一部改正

平成23年 3月31日 一部改正

平成27年 4月 1日 一部改正

平成28年 3月31日 一部改正

令和 3年 3月24日 一部改正

令和 3年 8月16日 一部改正

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）が国立研究開発法人国立環境研究所業務方法書（平成13年4月2日環境大臣認可）第46条の規定に基づき受け入れる調査又は研究等の奨励を目的とした寄附金及び寄附財産（以下「寄附金等」という。）の取扱を定めることを目的とする。

(受入基準)

第2条 研究所は、寄附金等の趣旨及び目的が次の各号に掲げる条件の全てに該当するときは、その寄附金等を受け入れることができる。

(1) 寄附金等が国立研究開発法人国立環境研究所法（平成11年法律第216号）第3条に定める目的の達成に資するものであること。

(2) 寄附金等の受入れにおいて、次に掲げる条件等が付されていないこと。

イ 寄附者（遺贈の場合にあっては遺言執行者及び相続人を含む。以下同じ。）に寄附の対価として何らかの利益又は便宜を供与すること。

ロ 寄附者が寄附の経理について監査を行うこと。

ハ 寄附後に寄附者が寄附の全部又は一部を取り消すことができること。

ニ 寄附された寄附金等を寄附者に無償で譲渡又は使用させること。

(3) 寄附金等を受け入れることにより、研究所の業務又は財政に特段の負担又は支障がないと認められること。

(4) 寄附者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員、総会屋若しくはその他反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という。）又は反社会的勢力と密接な関係を有する者でないこと。

(寄附金等の種類)

第3条 研究所が受け入れる寄附金等の種類は次のとおりとする。

(1) 一般寄附金 寄附者が、用途を特定せずに寄附する寄附金等

(2) 特定寄附金 用途があらかじめ特定された寄附金等であり、次に掲げるものをいう。

イ 用途特定寄附金 寄附者が、寄附の申込みにあたり、あらかじめ用途を特定する寄附

金等

ロ 募集特定寄附金 研究所が、寄附金等の受入れにあたり、募集対象事業、募集額、募集の方法及び手続き、募集期間等の募集計画を作成し、あらかじめ使途を特定する寄附金等

(受入手続)

第4条 寄附金等を研究所に寄附しようとする者（以下「申込者」という。遺贈の場合においては遺言執行者を含む。以下同じ。）は、以下の各号のいずれかの方法により、申込を行うものとする。

- (1) 所定の事項を記載した寄附金等申込書
- (2) 研究所がホームページ等に設置した申込フォーム
- (3) 遺言証書の写し

2 研究所は、前項により寄附金等の申込を受理したときは、第2条の受入基準によりその内容を検討し、寄附金等の受入れの可否を決定する。

3 第1項及び第2項の定めにかかわらず、第2条の受入基準を明示した研究所の指定する決済代行サービスから寄附者が入金するときは、寄附金の申込を受理したものとみなし、寄附金の受入を行う。

4 第1項及び第2項の定めにかかわらず、募集特定寄附金の受入れ手続きについては、募集の都度別に定めるものとする。

(予算の管理)

第5条 研究所は、寄附金等が納付されたときは、以下のとおり予算管理上の措置をとるものとする。

(1) 寄附金の場合

独立行政法人会計基準（平成12年2月16日）等（以下「独法会計基準等」という。）に基づき、会計処理を行うものとする。なお、寄附金は、運営費交付金と区分して経理し、会計処理を行うものとする。ただし、当研究に係る光熱水料等の一般管理費分を控除することを妨げるものではない。

(2) 寄附財産の場合

独法会計基準等に基づき、会計処理を行うものとする。

(特定寄附金の使途変更)

第6条 研究所は、次の各号のいずれかに該当するときは、特定寄附金の使途を変更することができる。

(1) 寄附目的が達せられ、寄附金等に残が生じたとき。

(2) 適正かつ合理的な理由により、寄附者が指定した使途特定寄附金の使用内容若しくは使用する職員、任期付職員及び契約職員（以下「職員等」という。）又は使用する職員等（以下「指定職員」という。）の所属組織を変更するとき。

(使途特定寄附金の移換え)

第7条 研究所は、次の各号のいずれかに該当するときは、使途特定寄附金を移し換えることができる。

(1) 研究所を退職した指定職員が他の研究機関等に採用された場合において、当該指定職員が、採用された他の研究機関等へ使途特定寄附金を移し換えることを要望したとき。

(2) 他の研究機関等を退職し研究所に採用された職員等が、退職した他の研究機関の同意を得て、当該研究機関等から使途特定寄附金を移し換えることを要望したとき。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附則（平成13年7月5日）

この改正は、平成13年7月5日から施行する。

附則（平成18年3月31日）

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

附則（平成23年3月31日）

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附則（平成27年4月1日）

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附則（平成28年3月31日）

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附則（令和3年3月24日）

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附則（令和3年8月16日）

この改正は、令和3年8月16日から施行する。

寄附金等申込書

国立研究開発法人国立環境研究所
理事長 殿

国立研究開発法人国立環境研究所寄附金等取扱規程を了承の上、以下のとおり寄附を申込みます。

1. 申込者

フリガナ	
社名(氏名)	
住所	〒

2. 寄附の区分(以下のいずれかにいただき、必要事項をご記入下さい。)

<input type="checkbox"/> 寄附金	金額	円
<input type="checkbox"/> 寄附財産	品目等名称「	」

※寄附財産の場合、必要に応じ関係書類を添付してください。また、受領書が必要な場合はお申し出ください。

3. 寄附金等の種類(以下のいずれかにいただき、必要事項をご記入下さい。)

<input type="checkbox"/> 一般寄附金	
<input type="checkbox"/> 特定寄附金 (用途特定寄附金)	①用途
	②寄附に係る条件等(寄附したい特定の研究者がいる場合は、ご記入ください。)
	③その他の希望する事項

4. 寄附金を振り込まれる場合の請求書必要の有無(必要な場合をご記入ください)

請求書

5. 国立環境研究所ホームページ等での社名(氏名)の公表(以下のいずれかにをご記入ください)

希望する

希望しない

6. ご担当者(寄附者が個人の場合は、記入不要です)

ご所属：	
ご氏名：	
TEL：	FAX：
E-mail：	

様式2

年 月 日

寄附金等受入通知書

住所

社名(氏名)

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長

このたび、 年 月 日付でお申し込みいただきました寄附は、貴殿の御趣旨に添いありがたく受け入れさせていただくことといたしました。ここに厚くお礼申し上げますとともに、お知らせいたします。いただきました寄附につきましては、その御趣旨を十分に認識し、使用させていただく所存ですので、今後とも、当研究所へのご支援・ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

なお、寄附金につきましては、下記口座まで、お振り込みいただきますようお願い申し上げます。

また、寄附財産の受け渡しについては、別途担当部署からご連絡、ご相談を申し上げます。

記

寄附金振込先

- ・銀行名 :
- ・口座の種類 :
- ・口座番号 :
- ・口座名 :

使途特定寄附金移換え要望書

国立研究開発法人国立環境研究所
理事長 殿

所属

氏名

この度、私の所属機関が変更したことに伴い、私が指定職員となっております使途特定寄附金を
移し換え頂きたく、必要書類を添付の上、下記の通り要望いたします。

記

1. 移換え先機関 移換え元機関(いずれかにを記入してください。)

①機関名 :

②所属 :

③職名等 :

2. 移換えを要望する使途特定寄附金

①寄附者 :

②指定された使途(研究テーマ等) :

③寄附金額 : _____ 円

④使用済み金額 : _____ 円

⑤移換えを要望する金額 : _____ 円

3. その他特記事項

以上